

汚染の概要及び対応等

- 栄町地内で事業者が自主的に実施した土壌調査の結果、土壌溶出量基準を超える鉛が検出されたとの届出がありました。

1 調査の概要

敷地全体を 12 区画に区分し、各区画から採取した試料を分析した。

土壌溶出量調査：有害物質 15 項目を調査した結果、2 区画の土壌から基準を超過する鉛が検出された。

最大 0.016mg/リットル（土壌溶出量基準 0.01mg/リットル）

土壌含有量調査：有害物質 9 項目を調査した結果、基準を超過する検出はなかった。

土壌ガス調査：有害物質 11 項目を調査した結果、有害物質は検出されなかった。

2 汚染の原因

事業者は汚染原因を不明としている。（当該区画での鉛の使用履歴なし）

3 市の対応

- ・ 事業場周辺に飲用井戸がないことを確認した。
- ・ 事業場周辺の井戸の地下水を調査し、鉛による汚染がないことを確認した。

4 健康への影響について

- ・ 事業場敷地全体がコンクリートで覆われており、周辺に飲用井戸がないことから、当該汚染による健康被害のおそれはない。

（参考）鉛について

○健康への影響

高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあり、鉛の無機化合物については、発がん性があるといわれている。

○用途

バッテリーやはんだの原料に使われている。かつて鉛は、上水道の水道管として、また鉛の化合物は、ガソリンに添加され使用されていた。

※ 飲料水基準・地下水環境基準はいずれも 0.01mg/リットルとなっているが、これは体重 60kg の人がその水を毎日 2リットル、一生涯にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度として設定されている。